定期報告対象建築物の報告時期の一覧表

用　　途	報告時期 ■以降3年毎の報告とする。(対象年度の7月1日から12月28日までの期間内に報告)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
劇場，映画館，演芸場，	H28年度からH32年度まで2年に1回，　以降3年に1回	○※1		○		■	⇒3年毎		○
観覧場(屋外観覧場は除く)，公会堂，集会場		○※1		○		■	⇒3年毎		○
病院又は診療所 (患者の収容施設があるものに限る)	H28年度からH34年度まで2年に1回，　以降3年に1回	○※1		○		○		■	⇒3年毎
ホテル又は旅館	H28年度からH30年度まで2年に1回，　以降3年に1回	○※1		■	⇒3年毎		○		
児童福祉施設等	H28年度からH32年度まで2年に1回，　以降3年に1回	○※1		○		■	⇒3年毎		○
高齢者，障害者等の就寝の用に供する用途 (告示第240号第1第2項第2号～第9号の用途) 【助産施設，各種老人ホーム，障害者支援施設等】									
学校又は体育館(学校に付属するものに限る)	H30年度から3年に1回			■	⇒3年毎		○		
体育館(学校に付属するものを除く)									
博物館，美術館，図書館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳場，スポーツの練習場	H29年度から3年に1回		■	⇒3年毎		○			○
百貨店，マーケット，展示場，キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，待合，料理店，飲食店，物品販売業を営む店舗	H29年度からH31年度まで2年に1回，　以降3年に1回		○		■	⇒3年毎		○	
事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る)	H28年度から3年に1回	■	⇒3年毎		○			○	
高齢者，障害者等の就寝の用に供する用途 (告示第240号第1第2項第1号の用途) 【共同住宅，寄宿舎】	H30年度から3年に1回			■	⇒3年毎		○		

※1　新規に定期報告対象となった建築物の経過措置…法施行日(H28.6.1)に現に存する建築物で，同日に新規に定期報告対象となった建築物については，報告を要しない。